生徒心得

◎挨拶は生活の基本である。校内外を問わず、常に気持ちのよい挨拶をする。
◎身だしなみを整え、学習と部活動を両立させ、前向きで健全な学校生活をおくる。

〇生活時間

1．ノーチャイム制のため、各自で自覚を持って行動し、常に時間厳守を心がけること。
2．登校時刻は７：30 以降とする。ただし、部活動等で許可を受けた場合は７：00 から登校を認める。早朝活動の詳細は部活動規定で定める。
3．最終下校時刻は 16：50 とする。ただし、講習・部活動等の延長活動は届け出によって許可するものとする。延長活動の詳細は部活動規定で定める。
4．休日における活動は、事前に学校長（生活指導部）の許可を得て行うこと。その際は必ず顧問の引率を必要とする。

〇通学

1．通学の際には他者への思い遣りの気持ちを忘れず、交通法規を遵守すること。
2．自転車通学は保護者の承諾のもと、学校長（生活指導部）の許可を得ること。
3．自転車通学を許可された生徒は、指定のステッカーを自転車の定められた場所に貼付する。
4．駅から学校までの自転車利用も可とする。その際は駅等の駐輪場を利用し、そのルールに従ってきちんと駐輪すること。
5．バイク・自動車による登校は認めない。

〇校内生活

1．必要以上の金銭や貴重品を持ち込まない。貴重品の管理はロッカーに鍵をつけて保管するなど、各自が責任を持って行うこと。
2．ゲーム機等学習に不必要なものは持ち込まない。
3．登校後の外出は認めない。どうしても外出の必要がある場合は担任の許可を得て、外出許可証を携行すること。
4．上履きと下履きの区別を明確につけること。
5．立ち入り禁止区域（屋上・非常階段等）へは、非常時以外には立ち入らないこと。
6．金品を紛失・拾得した場合、また盗難にあった場合は、速やかに担任または生活指導部に届け出ること。
7．校内の施設を利用する時は、担当責任者に申し出て許可を得ること。また、施設を破損した場合は、速やかに担任（顧問）または生活指導部に届け出ること。
8．校内で掲示・印刷物の配布・集会等を行う時は、事前に生活指導部の許可を得ること。
9．携帯電話などは校内では常にマナーモードにしておくとともに、授業中・集会などでは電源を切ること。また、ＳＮＳに関するトラブルを起こさないようにする。

〇服装・みだしなみ

1．制服を着用し、異装による登校は認めない。やむを得ない理由で異装する場合は、生活指導部の許可を得ること。

2．頭髪の染色・脱色やパーマなどの髪型の意図的な加工は認めない。
また、「特異」な髪型は理由の如何にかかわらず指導する。

3．化粧は認めない。

4．ピアス・イヤリング・ネックレスなどの装飾品は認めない。

〇アルバイト

1．アルバイトは禁止とする。

2．家庭の事情等でやむを得ず行う必要が生じた場合は、保護者の承諾のもと、学校長（担任・生活指導部）の許可を得て行うものとする。

服装規定

1．制　　服

① 登下校時、および校内における学習活動の際には、必ず本校指定の制服を着用する。

② ベスト・セーターは男女とも学校指定色（黒・白・紺・グレー）で、Ｖネック、無地のものとする。

③ 冬服期間について
登下校時には、ブレザー、ネクタイ（リボン）を着用する。

④ 夏服期間について
・ブレザー、ネクタイ（リボン）を着用しなくてもよい。ブレザーを着た場合はネクタイ（リボン）を着用する。

⑤ 制服の加工は認めない。

⑥ スカート・キュロットの丈は、膝にかかる長さとする。

⑦ 公式な行事や全校が集まる集会には「正装」（男女ともブレザー・ネクタイを着用）を基本とする。

2．シャツ・ソックス

① ワイシャツは白色・無地のものを着用する。

② ソックスは無地のものを着用する。色が極端に華美なものは認めない。

③ ルーズソックスや膝が隠れるようなソックス、レッグウォーマーなどの着用は認めない。

④ ストッキング・タイツの色はベージュ・黒を可とする。

3．セーター・ベスト

① 年間を通して、ベスト・セーターを着用する場合は男女とも、学校指定色（黒・白・紺・グレー）のものを着用する。

② 校内でのセーター・ベストでの活動を認める。

③ 夏服期間においては、男女とも学校指定色（黒・白・紺・グレー）のベスト・セーターでの登下校を可とする。

4．そ の 他

① 冬季は登下校時に、ブレザーの上に防寒用の衣服の着用を認める。ブレザーより大きいものを基準とし、色が極端に華美なものは認めない。

※部活着は不可とする。

☆着用を認めるコート類

Ｐコート、ダッフルコート、ダウンジャケット。ただし、この３種類であっても極端に華美なものと判断される場合は不可とする。

② スカートの下にジャージ等を着用することや、ブレザーの腕まくり、緩んだネクタイ、リボンタイの着用等は認めない。

③ 肌着はワイシャツの襟からはみ出さないこと。